

政策課題討議

課題紙

注意事項

1. 政策課題討議試験は、第一部と第二部に分かれています。第一部は課題に対する意見をまとめ、個別発表及び討議用のレジюмеを作成し、第二部は作成されたレジюмеを基に個別発表及び討議を行います。
2. 課題は1題、レジюме作成時間は正味25分間です。
3. レジюмеの作成について
 - (ア) レジюме作成用紙は1枚（片面）です。裏面は使用しないでください。
 - (イ) レジюмеはコピーを取って、グループ内の各メンバー及び各試験官に配付しますので、レジюме作成用紙の枠内に濃くはっきりと内容が分かるように書いてください。
 - (ウ) 分かりやすく簡潔に作成してください。形式は自由です。箇条書きであっても、図や表を用いても構いません。
4. この課題用紙は、本試験種目終了後に回収します。
5. 下欄に受験番号等を記入してください。

受験番号	氏名
------	----

指示があるまで中を開いてはいけません。

我が国では、海外から輸入される動物及び畜産物等を介して我が国に家畜の伝染性疾患の病原体が持ち込まれることを防ぐため、全国の主要な空海港に動物検疫所を配置し、動物及び畜産物等のうち特に家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれの高い検疫対象動物及び畜産物（指定検疫物）を対象に輸入検疫を実施しています。

指定検疫物の輸入に当たっては、輸出国の家畜衛生管理体制や家畜の伝染性疾患の発生状況等を踏まえ、指定検疫物の輸入に伴う我が国への家畜の伝染性疾患の侵入リスク等を評価し、輸出国との間で家畜衛生条件の設定等の必要な措置を定めています。

また、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）においても、家畜衛生に関する措置については適切なリスク評価を行うこと、国際基準に基づくことが必要であるとされており、国際獣疫事務局（OIE）が策定した国際基準（OIEコード）との整合性と、評価過程の透明性の確保が重要な課題となっています。

こうした「指定検疫物の輸入に係る手続」について、以下のA又はBという意見があるとしたとき、あなたの意見に最も近いものはどちらですか。いずれか一つの意見を選んだ上で、選んだ理由などを整理し、個別発表及び討議用のレジюмеを作成しなさい。

意見A：近年、輸送技術の発達により諸外国との距離が著しく縮まり、我が国への家畜の伝染性疾患の侵入リスクは従来に増して高まっている。家畜の伝染性疾患が侵入すると畜産業に被害が生じるため、輸入国の事情に応じたリスク評価措置を講じることができるよう国際機関に提案し、輸入国が輸入検疫措置を決定できるよう提案するべき。

意見B：我が国はWTOにも加盟しているため、SPS協定を遵守する必要がある。このため、輸出国の家畜衛生管理体制や家畜の伝染性疾患の発生状況等について、国際基準（OIEコード）に基づく適切なリスク評価を行うことにより輸入検疫措置を決定するべき。

なお、レジюме作成、個別発表及びグループ討議に当たり、参考資料を参考にしつつも、これらの資料にとらわれる必要はなく、自由に論じなさい。

その後、レジюмеを基に、一定の方向性を目指してグループで討議しなさい。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びびかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草